

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月19日
【会社名】	株式会社中山製鋼所
【英訳名】	Nakayama Steel Works, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森田俊一
【本店の所在の場所】	大阪市大正区船町一丁目1番66号
【電話番号】	(06)6555-3111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 阪口光昭
【最寄りの連絡場所】	大阪市大正区船町一丁目1番66号
【電話番号】	(06)6555-3035
【事務連絡者氏名】	経理部長 阪口光昭
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 9,015,500,000円(予定) (平成25年8月7日決定予定)
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月18日開催の定時株主総会において、第三者割当による新株式発行に関する議案が承認されたこと並びに第119期有価証券報告書（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）及び臨時報告書を平成25年6月19日に提出したことに伴い、平成25年3月28日に提出いたしました有価証券届出書の記載事項の一部及び添付書類並びに平成25年5月10日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第2 売出要項

募集又は売出しに関する特別記載事項

事業再生計画の概要について

1 本事業再生計画の基本方針

4 本事業再生計画のスケジュール

第3 第三者割当の場合の特記事項

6 大規模な第三者割当増資の必要性

(3) 大規模な第三者割当増資を行うことについての判断過程

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

（訂正前）

<前略>

（注）2. 本第三者割当増資は、平成25年6月18日（火）開催予定の第119回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において本第三者割当増資が承認されることを条件として、平成25年3月28日（木）開催の取締役会において決議されております。なお、本第三者割当増資に係る取締役会決議は、本事業再生計画の一環として実施するものであることから、本事業再生計画の提出先である機構に対する再生支援の申込みに係る取締役会決議と併せて行われております。また、日本証券業協会の定める第三者割当増資の取扱いに関する指針等に照らせば本第三者割当増資は有利発行に該当するものと判断されます。そこで、本株主総会において、本第三者割当増資による新株式発行に関する議案について特別決議による承認を得る予定です。また、本株主総会では、当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更の決議も併せて行われる予定です。

<後略>

（訂正後）

<前略>

（注）2. 本第三者割当増資は、平成25年6月18日（火）に開催された第119回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において承認されております。なお、平成25年3月28日（木）に開催された本第三者割当増資に係る取締役会決議は、本事業再生計画の一環として実施するものであることから、本事業再生計画の提出先である機構に対する再生支援の申込みに係る取締役会決議と併せて行われております。また、日本証券業協会の定める第三者割当増資の取扱いに関する指針等に照らせば本第三者割当増資は有利発行に該当するものと判断されます。そこで、本株主総会において、本第三者割当増資による新株式発行に関する議案について特別決議による承認を得ております。また、本株主総会では、当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更の決議も併せて行われております。

<後略>

第2 売出要項

募集又は売出しに関する特別記載事項

事業再生計画の概要について

1. 本事業再生計画の基本方針

（訂正前）

<前略>

業界トップクラスのロー・コスト経営の確立

当社は、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施し、電気炉業界内において最もロー・コストな経営体制の構築を目指します。

なお、当社の組織運営体制としては、分散化した権限を集約するとともに意思決定の迅速化を図るために取締役の人数を現状の6名から3名にスリム化し、外部招聘の取締役2名を新任の取締役として選任し、経営体制の刷新を図る予定です。具体的には、本株主総会において、(i)本株式交換、()当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び()本第三者割当増資に係る承認を得ることを前提に、当社の代表取締役である藤井博務は退任し、当社は、関係各位と協議の上、外部から招聘する森田俊一氏を新たに代表取締役に選任する予定です。また、当社の取締役及び常勤監査役は、一名を除き全員退任し、取締役のうち箱守一昭に限り、本事業再生計画の遂行に必要な人材であるため、プロパーの取締役として留任させる予定です。その他の詳細については未定ですが、確定次第速やかに開示します。

なお、森田俊一氏の生年月日及び略歴は以下のとおりです。

<後略>

（訂正後）

<前略>

業界トップクラスのロー・コスト経営の確立

当社は、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施し、電気炉業界内において最もロー・コストな経営体制の構築を目指します。

なお、当社の組織運営体制としては、分散化した権限を集約するとともに意思決定の迅速化を図るために取締役の人数を現状の6名から3名にスリム化し、外部招聘の取締役2名を新任の取締役として選任し、経営体制の刷新を図っております。具体的には、本株主総会において、(i)本株式交換、()当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び()本第三者割当増資に係る承認を得ることを前提に、当社の代表取締役である藤井博務は退任し、当社は、関係各位と協議の上、外部から招聘する森田俊一氏を新たに代表取締役に選任しております。また、当社の取締役及び常勤監査役は、一名を除き全員退任し、新たに取締役として、森田俊一、箱守一昭および中村佐知大を選任し、常勤監査役として、守屋隆男および川野辺弘文を選任しております。なお、取締役のうち箱守一昭に限り、本事業再生計画の遂行に必要な人材であるため、プロパーの取締役として留任しております。

なお、森田俊一氏の生年月日及び略歴は以下のとおりです。

<後略>

4. 本事業再生計画のスケジュール

(訂正前)

平成25年	3月28日	(木)	機構に対する再生支援申込み及び本再生支援決定 本株式交換に関する株式交換契約の締結
	5月中旬		<u>本株主総会の招集等に係る取締役会決議(予定)</u>
	6月18日まで		<u>連結子会社らの定時株主総会(予定)</u>
	6月18日	(火)	<u>本株主総会(予定)</u> 本株式交換の承認 定款変更の承認 本第三者割当増資の承認
	6月20日	(木)	本債権放棄の合意(予定) 本買取決定(予定)
	7月9日	(火)	本株式交換の効力発生(予定)
	8月7日	(水)	本第三者割当増資の最終条件の決定(予定)
	8月27日	(火)	本債権放棄の実行(予定) 機構による債権買取り等(注)の実行(予定) 本第三者割当増資に係る払込みの完了(予定)

(注) 機構法第22条第1項第1号に定める「債権買取り等」を指します。

(訂正後)

平成25年	3月28日	(木)	機構に対する再生支援申込み及び本再生支援決定 本株式交換に関する株式交換契約の締結
	5月20日	<u>(月)</u>	<u>本株主総会の招集等に係る取締役会決議</u>
	6月18日まで		<u>連結子会社らの定時株主総会</u>
	6月18日	(火)	<u>本株主総会</u> 本株式交換の承認 定款変更の承認 本第三者割当増資の承認
	6月20日	(木)	本債権放棄の合意(予定) 本買取決定(予定)
	7月9日	(火)	本株式交換の効力発生(予定)
	8月7日	(水)	本第三者割当増資の最終条件の決定(予定)
	8月27日	(火)	本債権放棄の実行(予定) 機構による債権買取り等(注)の実行(予定) 本第三者割当増資に係る払込みの完了(予定)

(注) 機構法第22条第1項第1号に定める「債権買取り等」を指します。

第3 第三者割当の場合の特記事項

6 大規模な第三者割当増資の必要性

(3) 大規模な第三者割当増資を行うことについての判断過程

(訂正前)

<前略>

また、本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となるものであることから、本株主総会において、本第三者割当増資の必要性及び相当性について説明した上、本第三者割当増資に関する議案が、会社法上の特別決議によって承認されることをもって、株主の皆様の意思確認をさせていただくことを予定しております。

(訂正後)

<前略>

また、本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となるものであることから、本株主総会において、本第三者割当増資の必要性及び相当性について説明した上、本第三者割当増資に関する議案が、会社法上の特別決議によって承認されております。

第三部 追完情報

(訂正前)

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第118期事業年度）「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年3月28日）までの間において変更がありました。以下の内容は当該「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであり、追加箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年3月28日）現在において判断したものであります。

4 事業等のリスク

(1)～(10) 略

(11) 株式の希薄化に関するリスク

当社は、当社の主力銀行である株式会社三菱東京UFJ銀行と共に、平成25年3月28日に株式会社地域経済活性化支援機構に再生支援の申込みを行い、同日付で再生支援決定を受けました。今後は同再生支援決定に係る事業再生計画に従い諸々の事業再生策を実施してまいります。その一環として、当社を株式交換完全親会社とし当社連結子会社5社（中山三星建材株式会社、中山通商株式会社、三星商事株式会社、三星海運株式会社及び三泉シャワー株式会社）を株式交換完全子会社とする株式交換（本株式交換）、及び当社普通株式の第三者割当増資による資金調達（本第三者割当増資）が予定されております。これによって、それぞれ最大で152,772千株及び346,750千株の当社普通株式が発行されます。

本株式交換及び本第三者割当増資による新株式の発行により、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

2 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第118期事業年度）の提出日（平成24年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年3月28日）までの間において、以下 乃至 の臨時報告書を提出しております。

株主総会の議決権行使結果（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく報告（提出日：平成24年6月29日）

<中略>

特定子会社の異動並びに当社及び連結子会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号に基づく報告（提出日：平成25年2月28日））

<中略>

株式交換契約の締結（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく報告（提出日：平成25年3月28日）

<中略>

地域経済活性化支援機構に対する再生支援の申込み（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の各規定に基づく報告（提出日：平成25年3月28日）

<後略>

3 最近の業績の概要

<後略>

（訂正後）

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第119期事業年度）「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成25年6月19日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成25年6月19日）においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出について

「第四部組込情報」の有価証券報告書（第119期事業年度）の提出日（平成25年6月19日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成25年6月19日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

株主総会の議決権行使結果（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく報告（提出日：平成25年6月19日））

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月18日

(2) 決議事項の内容

第1号議案から
第5号議案 当社と当社連結子会社5社との株式交換契約承認の件

第1号議案 株式交換契約（中山三星建材株式会社）承認の件
当社と中山三星建材株式会社との株式交換を承認する。

第2号議案 株式交換契約（中山通商株式会社）承認の件
当社と中山通商株式会社との株式交換を承認する。

第3号議案 株式交換契約（三星商事株式会社）承認の件
当社と三星商事株式会社との株式交換を承認する。

第4号議案 株式交換契約（三星海運株式会社）承認の件
当社と三星海運株式会社との株式交換を承認する。

第5号議案 株式交換契約（三泉シヤ－株式会社）承認の件
当社と三泉シヤ－株式会社との株式交換を承認する。

第6号議案 発行可能株式総数の増加に係る定款一部変更の件
第7号議案で提案する「第三者割当による募集株式発行の件」において予定する募集株式の発行に備え、十分な発行可能株式総数を確保するため、発行可能株式総数を3億株から7億株へ増加する。

第7号議案 第三者割当による募集株式発行の件
新日鐵住金株式会社、阪和興業株式会社、日鐵商事株式會社、エア・ウォーター株式会社、大阪瓦斯株式会社、および大和P Iパートナーズ株式会社の6社を引受先として、第三者割当により募集株式を発行する。

第8号議案 取締役3名選任の件
取締役として、森田俊一、箱守一昭および中村佐知大を選任する。

第9号議案 監査役3名選任の件
監査役として、守屋隆男、福西惟次および川野辺弘文を選任する。

第10号議案 補欠監査役1名選任の件
補欠監査役として、中務正裕を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案	83,430	7,140	7	91.16	可決
第2号議案	83,419	7,151	7	91.14	可決
第3号議案	83,397	7,173	7	91.12	可決
第4号議案	83,431	7,139	7	91.16	可決
第5号議案	83,443	7,117	7	91.17	可決
第6号議案	82,920	7,650	7	90.60	可決
第7号議案	82,966	7,599	7	90.65	可決
第8号議案					
森田俊一	81,526	9,059	7	89.08	可決
箱守一昭	79,021	11,564	7	86.34	可決
中村佐知大	82,722	7,863	7	90.38	可決
第9号議案					
守屋隆男	83,491	7,093	7	91.22	可決
福西惟次	76,298	14,286	7	83.36	可決
川野辺弘文	72,305	18,279	7	79.00	可決
第10号議案					
中務正裕	83,477	7,114	7	91.21	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案から第7号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
 - ・第8号議案、第9号議案および第10号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
2. 賛成の割合は、本総会前日までに書面により行使された議決権の数を含めて、本総会に出席した株主の議決権の総数を分母として算出しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3 最近の業績の概要の全文削除

第四部 組込情報

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第118期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書 の訂正報告書	事業年度 (第118期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年7月9日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第119期第3四半期	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月14日 関東財務局長に提出

なお、前記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第119期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月19日 関東財務局長に提出
---------	-----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、前記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月18日

株式会社中山製鋼所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 安 弘指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 畑 孝 英指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅 野 豊

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中山製鋼所の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中山製鋼所及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において4期連続で営業損失を計上したほか、減損損失52,559百万円を計上したこと等により当期純損失を56,750百万円計上した結果、当連結会計年度末において15,863百万円の債務超過の状態となっている。また、株式会社中山製鋼所において関係金融機関等から借入金元本の返済猶予を受けている状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社中山製鋼所の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社中山製鋼所が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 6 月18日

株式会社中山製鋼所

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 安弘指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中畑 孝英指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅野 豊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中山製鋼所の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第119期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中山製鋼所の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は当事業年度において4期連続で営業損失を計上したほか、減損損失52,008百万円を計上したこと等により当期純損失を54,648百万円計上した結果、当事業年度末において40,688百万円の債務超過の状態となっている。また、会社において関係金融機関等から借入金元本の返済猶予を受けている状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。